



くらしの相談所

【問合せ先】
市民生活課市民相談センター・
消費生活センター（☎28-9110）

海外から身に覚えのない荷物が届いた！

「海外から突然注文した覚えのない荷物が届いた」という相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。送り主が無記名のものや、送付状・請求書が同封されていないものもあります。判断に迷った場合は、消費生活センターに相談しましょう。

【商品が届いた場合に確認する点】

- ▼家族や友人が、商品を注文していないか
- ▼インターネットショッピングで注文したものの中に、届いていない商品はないか

【対処方法】

- ▼未開封の場合は、受取拒否が可能かどうか、配送業者に事情を説明して相談しましょう
- ▼商品が模倣品だった場合など、中身によっては海外の発送元へ返品する行為は、関税法上の問題となる場合があります。安易に返送することは避けましょう
- ▼特定商取引法により、送付から14日間経過すれば商品を自由に処分することができます。身に覚えのない荷物は開封せず、保管して様子を見ましょう

1～3月は悪質商法被害防止共同キャンペーン期間です

県と県内の各消費生活センターでは、悪質商法被害防止キャンペーンを実施します。社会経験が浅い若者や高齢者などを狙った悪質商法の被害を未然に防ぎましょう。



【市民生活相談・消費生活相談】

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。
開設時間＝祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時（時間に余裕を持ってご相談ください）

【司法書士による無料消費生活相談】 要予約

とき＝2月6日☎13:30～16:30
ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）
予約先＝消費生活センター（☎28-9110）